

群馬県職員ストレスチェック等事業 プロポーザル 質問への回答

資料等該当 ページ	質問内容	回答
公募要項 P4	審査基準ごとの配点を教えてください。	審査基準の配点は以下のとおりです。 ①実施体制:15点 ②個人分析:25点 ③集団分析:20点 ④研修会:30点 ⑤職場環境改善事業:50点 ⑥事務的評価(見積金額の妥当性、受託実績等):10点
公募要項 P1	応募資格の要件に記載のある「(11)情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること」について、プライバシーマークの取得は本要件に含まれますか。	応募要件に記載のとおり、国際規格の認証を取得していることとなりますので、プライバシーマークは本要件には含まれません。
公募要項 P2	入札参加のために、事前に何らかの参加申込の連絡は不要で、期日までに提案書類や見積書等の必要書類をお送りするだけでよい、という認識で間違いないでしょうか。	ご認識のとおりで間違いございません。
公募要項 P2	実施体制の記載欄がありますが、書ききれない場合、体制に関する書類を別紙で添付することは可能ですか。	別紙添付は可能です。
公募要項 P2	Web受検が困難な職員への対応方法について、該当する方は、どのような職員を想定されていますか。	職場や個人のメールアドレスがない等の理由で、ストレスチェックを受検することが難しい職員を想定しています。
仕様書 P1	メールアドレスを事前提出していただき、ストレスチェックの案内をお送りしますが、本業務でメールアドレスをお預かりする想定はありますか。	Web受検対象者のメールアドレスを委託事業者提供しますので、ストレスチェック実施にあたっては、委託事業者から個人あてに案内の送付をしていただくことを想定しています。
仕様書 P2	「2 委託業務の内容」(1)ストレスチェックの「実施体制」の表の「個人結果通知」<各職員への結果通知>(Webシステム上での結果通知)において、「受託者は、各職員がストレスチェック受検後、即座にWebシステム上で結果を通知(表示)する」とありますが、「暫定結果」の想定ですがその解釈でよいでしょうか。	「暫定結果」をWebシステム上で即座に通知してください。実施者が受検者の結果を確認し、高ストレス判定者について医師による面接指導を受けさせる必要があるかどうかを決定し、面接指導が必要と認めた者については、改めてその旨を該当者に通知することを想定しています。